

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（埼玉県条例第五十一号）（政  
策調査課）

### 一 趣旨

県議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、  
県議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明ら  
かにすることにより、県議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権  
利利益を保護することを目的とするもの

### 二 内容

#### (一) 定義

- ア 個人情報
- イ 個人識別符号
- ウ 要配慮個人情報
- エ 保有個人情報
- オ 個人情報ファイル
- カ 本人
- キ 仮名加工情報
- ク 匿名加工情報
- ケ 個人関連情報
- コ 特定個人情報
- サ 保有特定個人情報

#### (二) 県議会の責務

県議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措  
置を講ずる。

#### (三) 個人情報の保有の制限等

ア 県議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令の規定によりその権限  
に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をで  
きる限り特定しなければならない。

イ 県議会は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しては  
ならない。

ウ 県議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連  
性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### (四) 利用及び提供の制限

県議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(五) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

議長は、県議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(六) 開示請求権

何人も、議長に対し、県議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(七) 訂正請求権

何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。（八）において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

ア 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

イ 開示決定に係る保有個人情報であつて、他の法令の規定により開示を受けたいもの

(八) 利用停止請求権

何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次のア・イのいずれかに該当すると思料するときは、議長に対し、当該ア・イに定める措置を請求することができる。

ア 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有されているとき、不適正な利用の取扱いにあたる時、不適正に取得されたものであるとき、又は利用及び提供の制限の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

イ 利用及び提供の制限の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(九) 施行の状況の公表

議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表する。

(十) 罰則

ア 職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

イ 職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ウ 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

エ 偽りその他不正の手段により、(六)の請求に係る保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

### 三 埼玉県議会情報公開条例の一部改正

(一) 自己情報の公開請求に係る規定の削除

(二) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る規定の追加

(三) 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続に係る規定の追加

(四) 手数料の減免に係る規定の追加

### 四 施行期日

令和五年四月一日